

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

第28条 学校設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認められたとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目など、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障がいを負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28号第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

本校は、重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて県知事へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、法第28条第3項の規定に基づき、県教育委員会より必要

な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受け、県教育委員会と一体となって調査を実施する。

ウ 調査を行うための組織について

本校は調査組織を、法第28条の規定に基づき「いじめ防止対策委員会」を設置する。「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から以下に掲げる点について内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて本校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要な応じて専門家等を加え、その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある生徒本人から聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取り調査を行う。
- d 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、県教育委員会から派遣された指導主事の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を明確にし、本校と県教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施されるものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指している。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、県教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切に連携を図ったうえで、対応することが求められる。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議のうえ、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ、遺族の気持ちを十分配慮しなければならない。

オ その他留意事項

重大事態については、県教育委員会の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、県教育委員会や学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

県教育委員会又は本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どの

ような態様であったか、学校がどのように対応したか) について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報提供に当たっては、適時適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報提供に当たっては、県教育委員会又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた県知事による再調査及び措置

① 再調査

上記(1)―②―イの報告を受けた県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査(以下「再調査」という。)を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。

なお、この附属機関については、重大事態の発生の都度、条例により機関を設置することは、迅速性の観点からも十分な対応ができないおそれがあり、法にいう重大事態に対応するため、条例に基づき常設する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、必要な措置を講ずるものとする。

また、再調査を行った時、知事はその結果を議会に報告するものとする。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

いじめの防止等に関する県の施策や学校の施策、重大事態への対処等、県の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、熊本県いじめ問題対策連絡協議会等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じる。

2 基本方針策定状況の確認と公表

学校基本方針について、策定状況を確認、公表する。